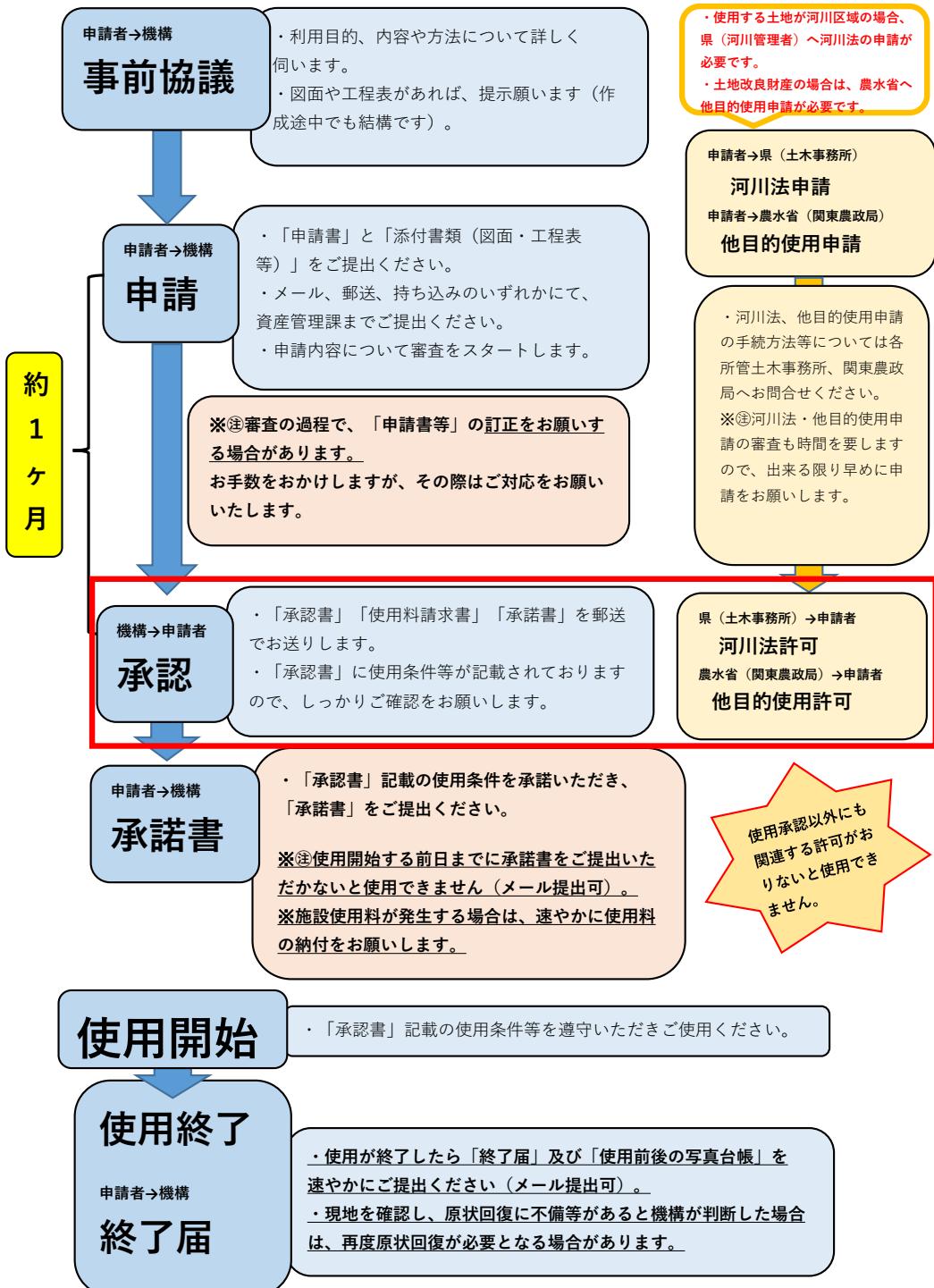


使用承認（利用）手続きの流れ

- 使用承認申請をする場合は、使用開始日の概ね1ヶ月前までに申請をお願いします。 使用開始日直前に申請されますと、ご希望の使用開始日までに手続きが間に合わない場合があります。
- 施設の使用について、水資源機構以外の許可が必要な場合があります。



「申請書」や「終了届」は、水資源機構千葉用水総合管理所HPからダウンロードできます！

【問合せ窓口】独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 資産管理課

TEL : 047-483-0722 メールアドレス : cby_ssk@water.go.jp